

## 入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月19日

白石市長 山田 裕一

### 1 条件付一般競争入札に付す事項

- (1) 物品名 地域包括支援センターシステムサーバー一式
- (2) 納入場所 白石市総合福祉センター（白石市福岡蔵本字茶園62-1）
- (3) 物品内容
  - ①地域包括支援センターシステムサーバー
    - ・Lenovo製サーバー(Think System ST250 V3-3y Base Warranty)一式
    - ・Windows Server 2025
    - ・Windows Server IoT 2025 for Storage Workgroup 2ドライブ法人向けNAS 2TB
    - ・SQL Server 2025 Standard Edition
    - ・17インチ液晶ディスプレイ 等
  - ②初期導入作業
    - ・機器設置費用、機器設定費用
  - ③障害対応等の運用保守（72カ月）
- (4) 納入期限 令和8年12月25日まで
- (5) 支払条件 全額完了払い
- (6) 入札方式 条件付一般競争入札

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

白石市の令和7・8年度競争入札参加資格が承認された者で、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

- (1) 宮城県内に本店・支店または営業所等の競争入札参加者登録があること。
- (2) 販売において「電子計算機類」かつ役務において「コンピューター保守管理」に登録していること。
- (3) 過去10年間（平成28年度以降）に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した、ハード面でのコンピューターの物品購入の受注及び完了実績を持ち、かつ、行政で利用するシステム保守管理の実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。
- (5) 白石市から建設工事等入札参加業者指名停止要領（昭和61年白石市告示第32号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 当該物品購入に係る仕様書、設計図書を閲覧していること。
- (7) 白石市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年白石市告示第83号）別表1各号に該当するものでないこと。

※入札参加希望者は閲覧前に財政課から現場説明閲覧調書を受け取り、閲覧後、財政課に提出又は市ホームページ掲載されている仕様書、設計図書を閲覧後、現場説明閲覧調書を入札参加資格承認申請書とあわせて提出すること。  
提出がない場合は、入札に参加出来ません。

### 3 設計図書等の閲覧

当該物品購入に係る仕様書、設計図書等を閲覧に供する。

- (1) 閲覧の期間及び時間  
令和8年8月19日(水)から令和8年9月2日(水)まで  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）  
（但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 閲覧場所

白石市役所3階 財政課前又は市ホームページ

希望者には、当該物品購入に係る仕様書、設計図書等を貸出しする。

4 設計図書等に対する質問について

設計図書等について質問があるときは、閲覧場所に備え付け又は市ホームページに掲載されている質問書に記入し、持参又はFAX等により財政課に提出すること。なお、回答書はFAXにより質問者に送付し、質問者を伏せたものを閲覧に供する。

(1) 質問の受付期間及び時間

令和8年8月19日(水)から令和8年8月28日(金)まで  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)  
但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 回答の閲覧期間及び時間

令和8年8月19日(水)から令和8年9月2日(水)まで  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)  
但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 入札参加資格の確認

(1) 申請書類等

入札参加を希望する者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を2部(正本1部、副本1部)を提出し、入札参加資格審査及び資格承認を受けなければならない。

① 入札参加資格承認申請書(様式1)

② 上記①の申請書に次の書類を添付すること。

イ 令和7・8年度の白石市競争入札参加資格承認書の写し(資料1)

ロ 入札公告に定める実績を記載した書面(資料2)

(2) 入札参加資格承認申請書の受付期間及び提出場所

① 受付期間 令和8年8月19日(水)から令和8年9月1日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後4時(正午から午後1時までを除く。)までとする。

② 提出場所 白石市総務部財政課契約係(〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号)。提出方法は、上記提出先への持参又は一般書留若しくは簡易書留による郵送(郵送の場合は、受付期間内での必着)とする。

③ 申請書類の交付 市ホームページよりダウンロードすること。

(3) 入札参加の審査等

不適格者についてのみ、令和8年9月2日(水)午後5時までにFAXにより申請者に通知する。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年9月3日(木) 午前10時00分

(2) 場 所 白石市役所4階 大会議室

7 入札保証金

入札保証金は免除する。

8 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者(指名停止中の者も含む)のした入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする。

9 最低制限価格の設定

無し

10 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

(2) 入札回数は3回を限度とする。

(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わ

- ず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 郵送、電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は認めない。

1 1 契約保証金

落札者は、契約書提出と同時に白石市財務規則第108条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付し又は提供すること。  
ただし、同規則第109条第1項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除することがある。

1 2 その他

- (1) 入札参加者は、白石市入札参加心得を熟読し、遵守すること。
- (2) 議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年白石市条例第9号）の規定に該当するときは、市議会の議決を経てから契約の効力が生ずることとなるため、それまでは仮契約の締結を行う。
- (3) その他不明な点についての照会先は次のとおり  
白石市総務部財政課契約係  
電話 0224-22-1332  
FAX 0224-24-4861

## 現 場 説 明 事 項

1. 物 品 名 地域包括支援センターシステムサーバー一式
2. 納 入 場 所 白石市総合福祉センター （白石市福岡蔵本字茶園 6 2－1）
3. 物 品 内 容 別冊仕様書、設計図書のとおり
4. 一 般 的 事 項

白石市財務規則（昭和 5 9 年 8 月 2 9 日規則第 1 1 号。以下「市財務規則」という。）及び関係法令等を遵守すること。

5. 納 入 期 限 令和 8 年 1 2 月 2 5 日まで

6. 検 査

市財務規則に基づく検査を行う。

7. 契約代金の支払方法

全額完了払い

8. 保 証 関 係

- 1) 入札保証金 免除する。

- 2) 契約保証金 次に指示する事項のいずれかとする。

（1）契約保証金（契約金額の 1 0 % 以上・1 円未満切り捨て）の納付

（2）以下に掲げる担保（契約保証金相当額とする）の提供

イ）金融機関等の保証

ロ）保証事業会社の保証

（3）以下に掲げる免除要件の成立（保証金額は、契約保証金相当額とする）

イ）市を被保険者とする履行保険契約に係る保険証券の提出

ロ）公共工事履行保証証券の提出

※白石市財務規則（昭和 5 9 年 8 月 2 9 日規則第 1 1 号）第 1 0 9 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除することがある。

## 9. 公正入札違約金

契約締結後において談合の事実が明らかとなった場合は、請負者から契約代金の100分の20に相当する額を公正入札違約金として徴収するものとする。

## 10. 事務分担

|             |     |
|-------------|-----|
| 事業担当課       | 長寿課 |
| 現説及び入札執行担当課 | 財政課 |

## 11. 閲覧用仕様書、設計図書等の貸出し

- 1) 仕様書、設計図書等の貸出を財政課窓口で行う。
- 2) 貸出期間は、翌日17時00分までとする。
- 3) 閲覧会場備え付けの書類は持ち出さないこと。

## 12. 閲覧者確認

閲覧調書に記名押印のうえ、財政課窓口に提出。同時に仕様書、設計図書等の借用を希望する場合は申し出ること。ただし、貸出希望者が複数の場合は、貸出期間を調整のうえ制限することがありますのでご了承ください。

市ホームページで閲覧した場合も同様に閲覧調書に記名押印のうえ、財政課へ提出すること。

## 13. 質問事項及び回答

質問がある場合は、別紙様式に質問事項を記入し、公告の質問締切日時までに財政課へ持参又はFAX等で提出のこと。回答は、質問者へ個別へ行うほか、質問者の商号又は名称を伏せた状態で、公告で示した日時まで閲覧場所で公開します。

財政課 FAX 0224-24-4861